

---

## 第2部

---

事前に検討し、取り決めて  
おくべきことを理解する



**「広島県 福祉避難所等の  
確保・運営ガイドライン」の  
見方・使い方について**

# ガイドラインの構成と目次

## 本編



## 資料編

指定福祉避難所  
開設・運営マニュアル

全般管理側(市町)

令和〇年〇月  
〇〇市町

指定福祉避難所  
開設・運営マニュアル

施設管理側

令和〇年〇月  
〇〇市町

市町→移送先機関 (関係団体等) 市町様式 1-1

移送対象者情報提供書 (兼 依頼書) 年 月 日

依頼先 様

要配慮者等の移送を、下記のとおりお願いいたします。

記

本人情報	氏名			
	年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	身長 (単位)	cm	体重 (単位)	kg
	住所			
	連絡先			
	高年齢者	<input type="checkbox"/> 要介護・要介護 ( )	<input type="checkbox"/> 施設・のみ住居 ( )	
	障害者	<input type="checkbox"/> 身体 ( )	<input type="checkbox"/> 知的 ( )	
	区分・程度	<input type="checkbox"/> 自閉症・発達 ( )	<input type="checkbox"/> 精神 ( )	
		<input type="checkbox"/> 医療・療養 ( )	<input type="checkbox"/> 乳幼児 ( )	
		<input type="checkbox"/> 妊産婦 ( )		
特記事項				
要配慮者				
同伴者	<input type="checkbox"/> 介護可能 <input type="checkbox"/> 一部介護可能 <input type="checkbox"/> 介護不可			
移動方法	<input type="checkbox"/> 自力歩行可 <input type="checkbox"/> 車いす利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
登乗点等				
搬送元 (発地)	名称 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )	避難時間	:	
	住所			
	連絡先 (担当署名)	( )		
搬送先 (着地)	名称 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )	避難時間	:	
	住所			
	連絡先 (担当署名)	( )		
市町担当	担当者	担当署名		
連絡先	TEL	FAX		

## 目次

- 第1章 基本事項の理解
- 第2章 指定福祉避難所の確保
- 第3章 市町および施設における平常時の取組
- 第4章 市町および施設における災害時の取組
- 第5章 研修・訓練
- 第6章 一般避難所等における「要配慮者スペース」の整備と災害時の運営上の留意点

# どのような時にガイドラインを活用すればよいか

## 第2章 指定福祉避難所の 確保

市町において指定福祉避難所をあらかじめ確保し、周知するための取組の進め方やポイントを示している

指定福祉避難所に関する市町としての考え方を検討・整理する際は、第2章へ

## 第3章 市町および施設に おける平常時の取組

市町(全般管理側)と施設(施設管理側)が平常時に取り組むべき事項とポイントについて、示している

市町と施設で連携しながら進める平常時の取組を知りたい場合は、第3章へ

## 第4章 市町および施設に おける災害時の取組

災害時に市町(全般管理側)と施設(施設管理側)が連携して取り組む事項とポイントを示している

マニュアルを作成する時など、災害時の対応を検討・整理する際は、第4章へ

## 第5章 研修・訓練

指定福祉避難所に関する周知を図るための研修や訓練の企画・運営の内容やポイントを示している

研修や訓練の実施について検討する際は、第5章へ

## 第6章 一般避難所等における 「要配慮者スペース」の 整備と災害時の運営上の 留意点

要配慮者の特性に応じて必要な整備や、受入れる際の対応のポイント、留意点を示している

要配慮者の特性に応じて必要な整備や留意点等を知りたい場合は、第6章へ

# 各ページの構成と見方

## 6. 指定福祉避難所の公示・周知

施設管理者と調整し、受入対象者を特定した指定福祉避難所について、速やかに公示し、広く住民に十分に周知します。

### (1) 指定福祉避難所の公示・周知

#### ① 指定福祉避難所について公示する

災害対策基本法第49条の7、同施行令第20条の6第1号～第5号(p.26に記載)に該当する指定福祉避難所については、当該指定福祉避難所の施設管理者と受入対象者を調整の上、特定し、速やかに県に通知するとともに、公示することが義務付けられています。  
公示にあたっては、次の情報と併せて公示します。

#### 【公示する情報】

- 名称、所在地
- 受入対象者(受入れる被災者等を特定する場合に限り、その旨)
- その他市町村長が必要と認める事項

⚠ 指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難できる施設であることを公示します。

受入対象者を、「高齢者」や「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「市町で特定した者」など特定する場合の表記として、次のような場合が想定でき、対象者の状態や程度まで規定して記載することも考えられます。

表2-6-1:公示の例

名称	住所	受入対象者(※)	その他
特別養護老人ホーム〇〇〇	×× **	高齢者	
〇〇高齢者福祉センター	×× **	市が特定した者	
障害福祉サービス事業所△△	×× ****	知的障害者、精神障害者	
〇〇〇センター	×× ****	妊産婦・乳幼児	
地区センター〇〇〇〇	×× ****	要配慮者	

※家族も受入対象とする

#### 事例 施設の入り口への掲示



新潟県上越市では、施設の入り口に福祉避難所であることが分かるように掲示しています。

掲示には、「福祉避難所に直接避難できる人は、市が作成した個別避難計画に福祉避難所が指定されている方のみです」と記載し、「(市が特定したもの)」として、受入対象者を明確に示しています。

48

#### ② 指定福祉避難所について周知する

指定福祉避難所の名称、受入対象者に関する情報について、あらゆる媒体を活用し、また様々な機会を通じて、広く住民に周知します。周知の対象は全住民に及びますが、特に周知徹底したい対象と具体的な周知の方法として、次が考えられます。

#### 【周知徹底する対象の例】

- 要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等など、対象者本人や身近な支援者・団体
- 災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等

#### 【周知方法】

- 広報活動(広報誌やウェブサイト、SNS等の活用、チラシやパンフレット、ハザードマップの配布)
- 研修や訓練の機会(要配慮者に関する各種研修会や勉強会、ワークショップや図上訓練)

⚠ 一般住民や要配慮者等への周知において、指定一般避難所等での避難生活が可能な避難者に対しては、受入対象としない旨が十分伝わるように留意します。



#### point 要配慮者が理解できるような工夫を!

- ✓ 要配慮者とその家族に対しては、個別避難計画において避難先を検討する機会等を通じて、指定福祉避難所とその受入対象者について周知するほか、日頃から要配慮者に接する機会のある民生委員や行政保健師、介護事業所、支援団体等を通じて、周知徹底を図ります。
- ✓ パンフレットやハザードマップ等の提供を通じて周知を行うにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者の心身の状況に応じて、理解しやすい工夫します。

#### 事例 チラシの作成



京都府京都市では、福祉避難所及び妊産婦等福祉避難所に関するチラシを作成し、市ホームページから誰でもダウンロードできるようにしています。

ホームページでは、「皆様にお願したいこと」として、熊本地震では、地震発生直後に一般の避難者が福祉避難所に投じたため、福祉避難所が役割を果たせなかった事例があることを紹介し、一般の避難者と要配慮者の避難先が違ふことへの地域住民の理解を促しています。

49

6 指定福祉避難所の公示・周知

## 取組を検討するうえで参考となる例を紹介



### 取組の留意点を説明



### 取組のポイントを紹介



### 県内外の取組事例を紹介

## <表記について>

【GL】 『福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府(防災担当)、令和3年5月改定)』のこと。

### 参照

本ガイドラインの該当ページを表示。

# 第1章

## 基本事項の理解

福祉避難所の受入対象者は、法律上「**要配慮者**」が想定されている

**要配慮者**  
(受入対象者)



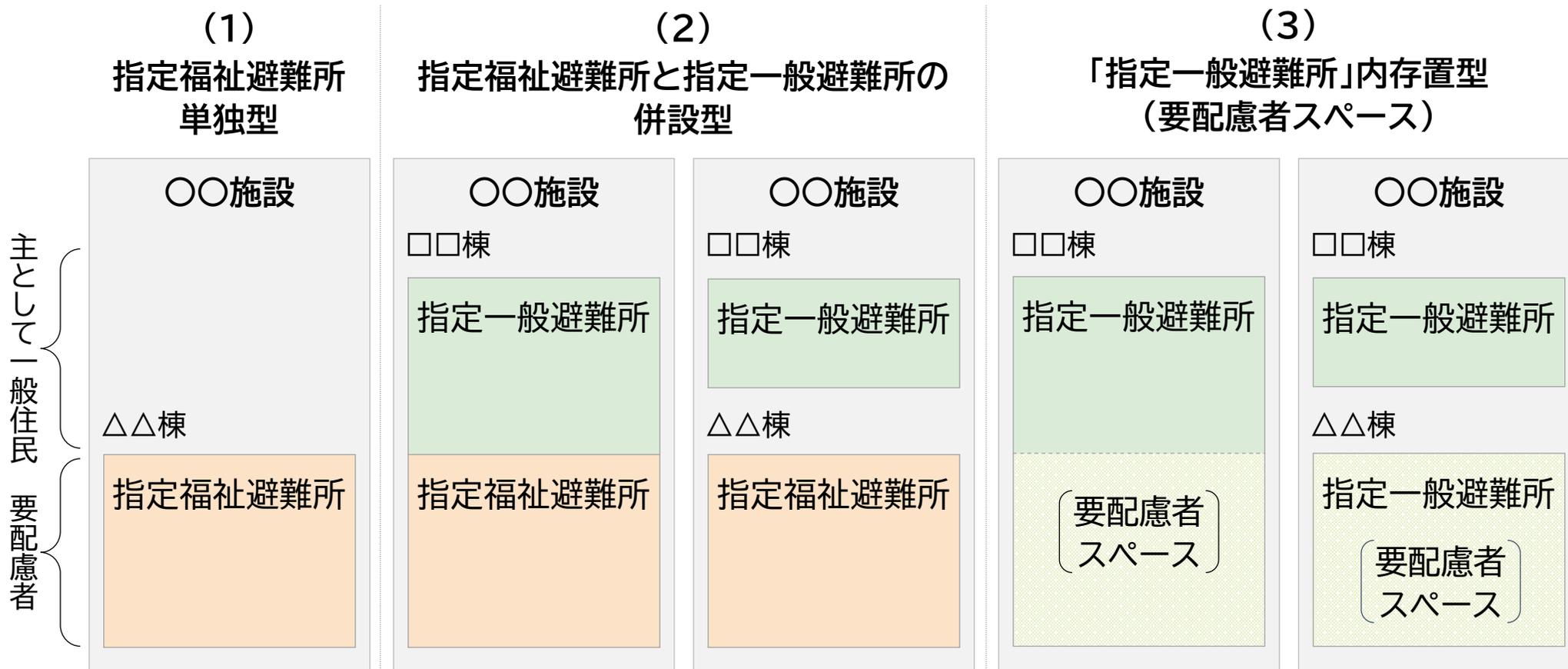
- 要配慮者:災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- 避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族(介助者を含む)

福祉避難所は、「指定一般避難所の指定基準」を満たし、かつ、「要配慮者の良好な生活環境確保に関する基準」を満たす施設で、施設・設備、体制が整った施設として想定されている

【指定一般避難所の指定基準】

+

【要配慮者の良好な生活環境確保に関する基準】



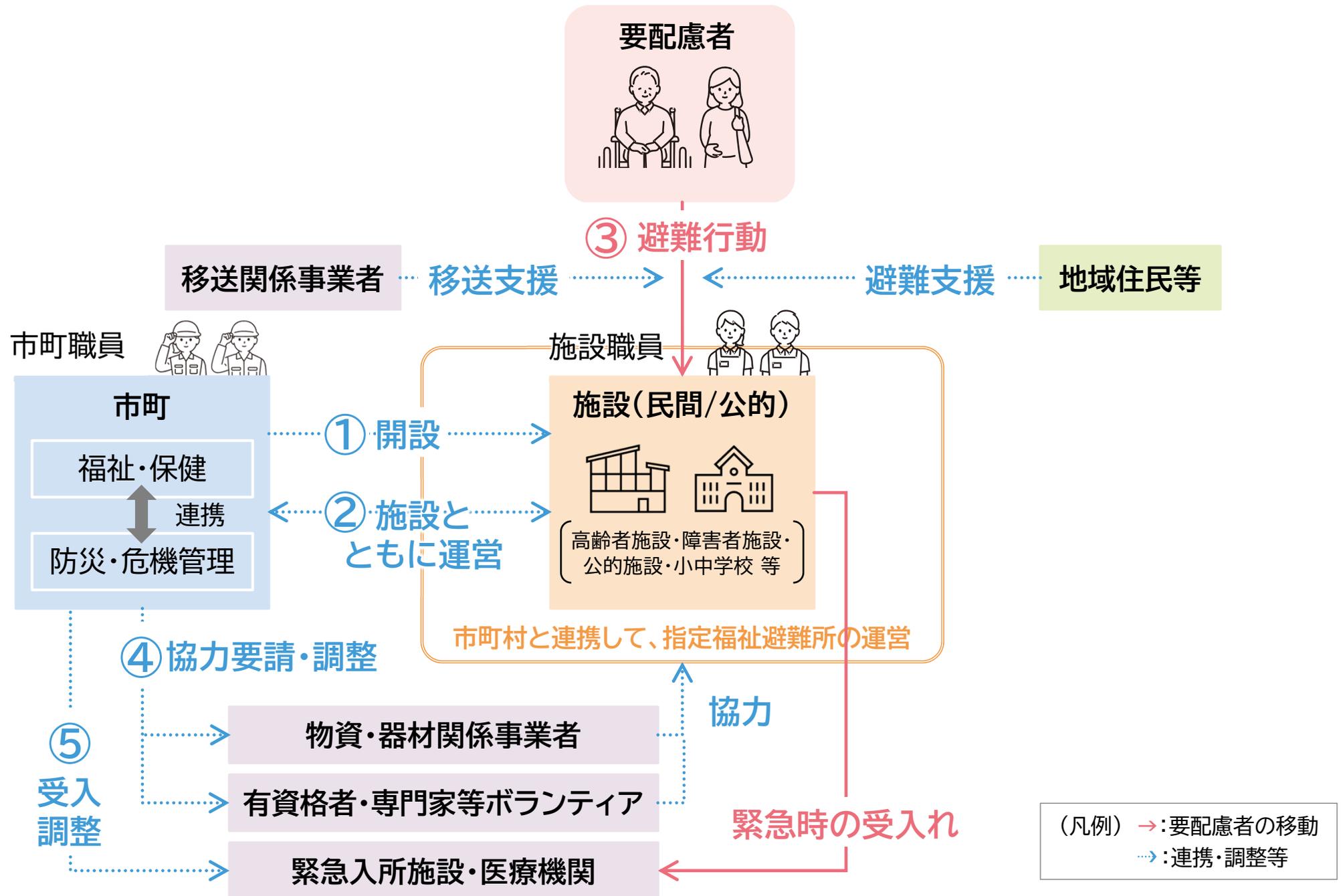
要配慮者の避難の受入先として、「指定福祉避難所単独型」、「指定福祉避難所併設型」、「指定一般避難所内存置型(要配慮者スペース)」の3タイプがある

令和3年施行規則改正以降、福祉避難所に求められていること

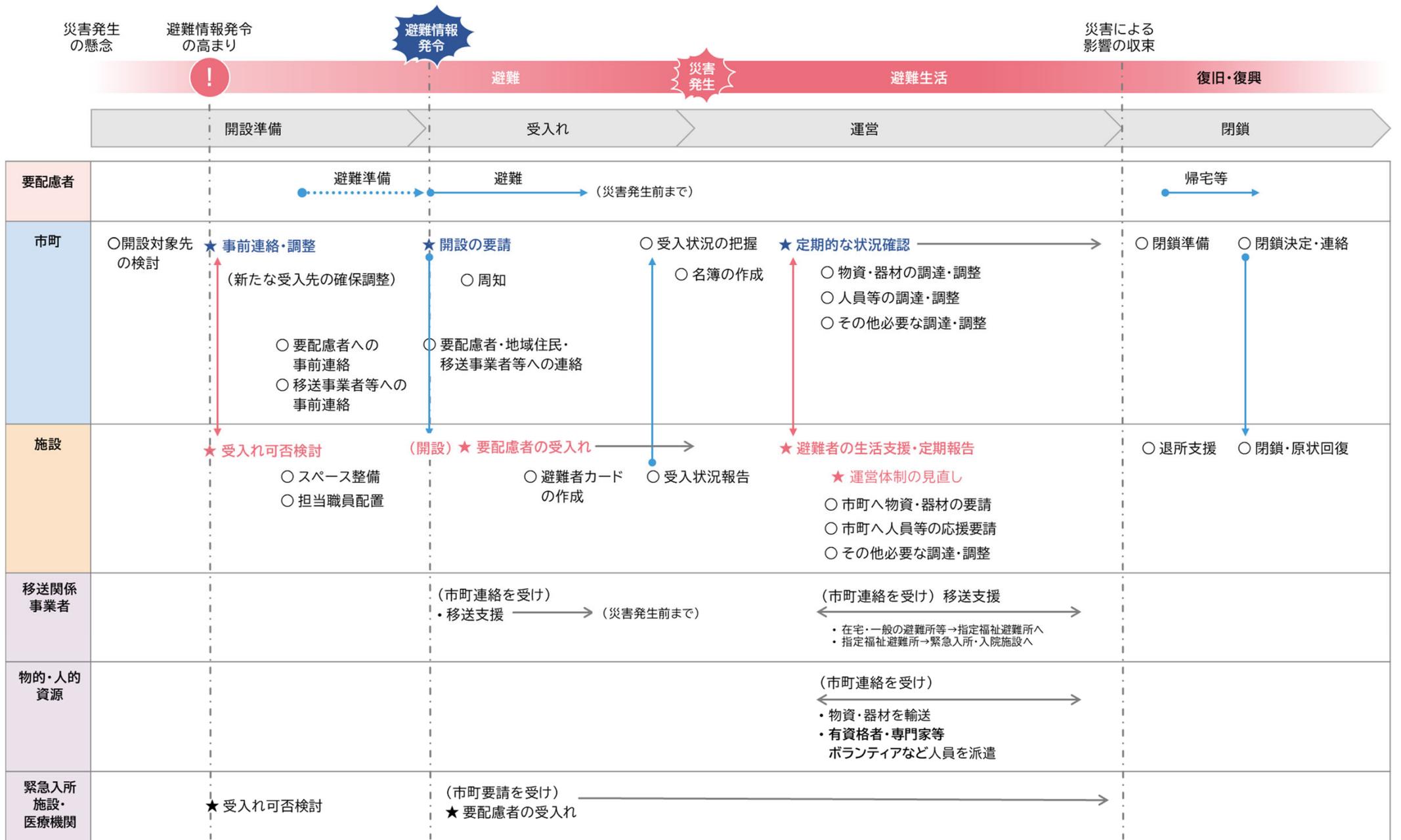
## 【福祉避難所の確保・運営ガイドラインの主な改定内容】

- 指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- 指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる
- 地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整する（要配慮者が日頃から利用している施設への直接の避難等を促進する）
- 感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画・検討を行う
- 衛生環境対策として物資の備蓄を図る
- 一般避難所においても要配慮者スペースの確保等、必要な整備を行う

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する



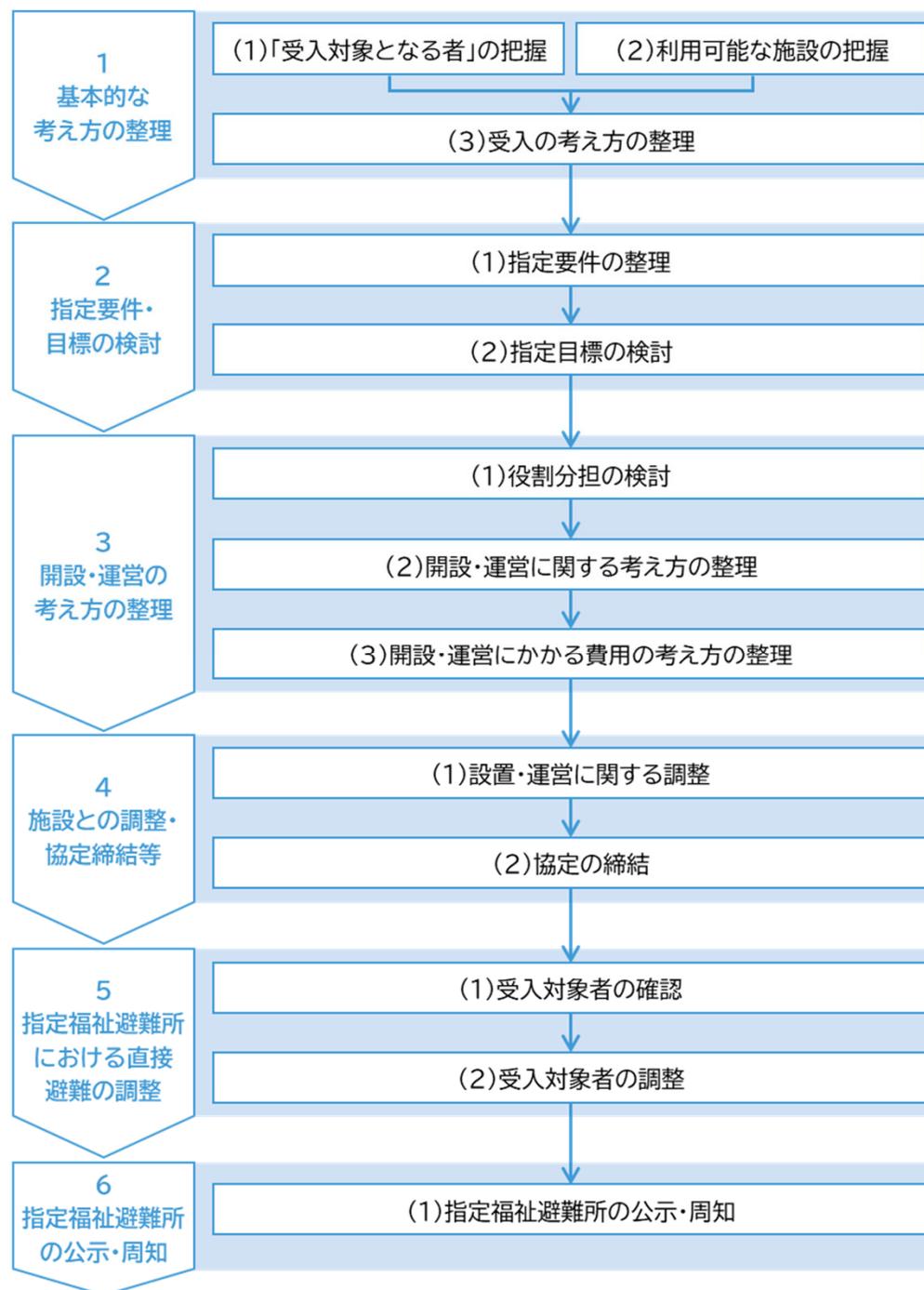
# どのような流れで開設・運営するのか



(凡例) ★:特に重要な対応 ○:その他主要な対応 →:連携 →:一方向 →:期間

## 第2章

# 指定福祉避難所の確保



## (1) 「受入対象となる者」の把握

## (2) 利用可能な施設の把握

## (3) 受入れの考え方の整理

指定福祉避難所の受入対象となる「要配慮者」と「利用可能な施設」を把握し、指定福祉避難所を確保するための市町の基本的な考え方を整理する

### 「受入対象となる者」の概数と現況を把握

【受入対象となる者】※対象及びその家族まで含めて差し支えない

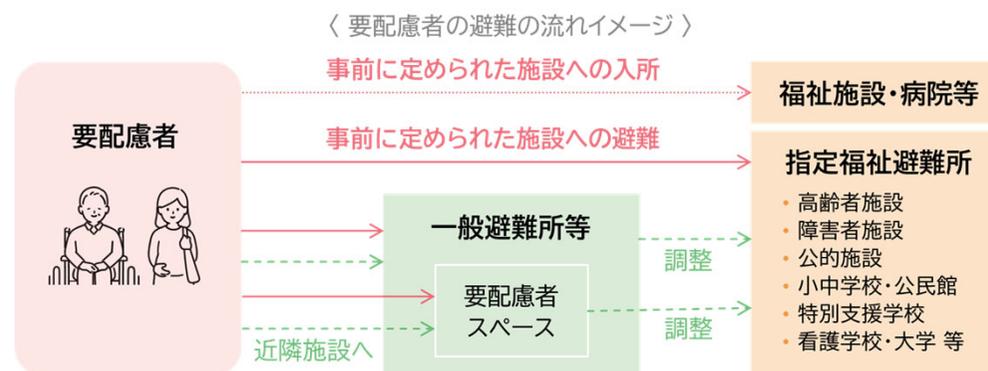
- 高齢者(一人暮らし、高齢者のみ世帯 等)
- 障害者(身体障害者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由 等)、知的障害者、精神障害者 等)
- 妊産婦、乳幼児
- 医療的ケアを必要とする者(人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な者)
- 病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者

### 「対象となる施設」の概数と現況を把握

【利用対象となる施設例】

- 高齢者施設(入所施設、通所施設)
- 障害者施設(入所施設、通所施設)
- 小中学校・公民館
- 特別支援学校
- その他社会福祉施設
- 公的施設(コミュニティセンター、保健センター、防災センター等)
- 各種学校施設等
- 宿泊施設

### 受入れの考え方・避難の流れを整理



※自宅から指定福祉避難所に直接避難する場合には、本人と施設の間で事前に調整・合意を行う必要がある

指定福祉避難所での受入れが難しい対象者への対応も含めて検討!

受入対象者の区分・程度ごとの概数と、利用可能な施設の概数を照らし合わせ、より関連性の高い対象者の受入れなどを検討する

## (1) 指定要件の整理

## (2) 指定目標の検討

指定福祉避難所の「指定基準」を踏まえて、市町としての「指定要件」を整理し、「指定目標」を検討することで候補となる施設を明らかにする

### 指定基準と要件を整理

#### 【災害対策基本法施行令】

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤ 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。
  - i. 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - ii. 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - iii. 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

市町ごとに  
指定要件を  
整理！

#### 【指定要件の項目】

(3つ)

- a. 施設自体の安全性が確保されていること
- b. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
- c. 要配慮者の避難スペースが確保されていること

### 指定の候補を整理

施設の分布状況と  
対象者の居住地



自然災害リスクと  
施設の関係



一定の自然災害リスクがあっても、受入対象者の状態に応じた支援体制が  
常駐でなくても、指定福祉避難所として指定することができる



実際にはどう取り組んでいる？

～呉市の取組～

- どのような施設を福祉避難所として指定している？
- 避難の流れはどのように整理している？

(1) 役割分担の検討

(2) 開設・運営に関する考え方の検討

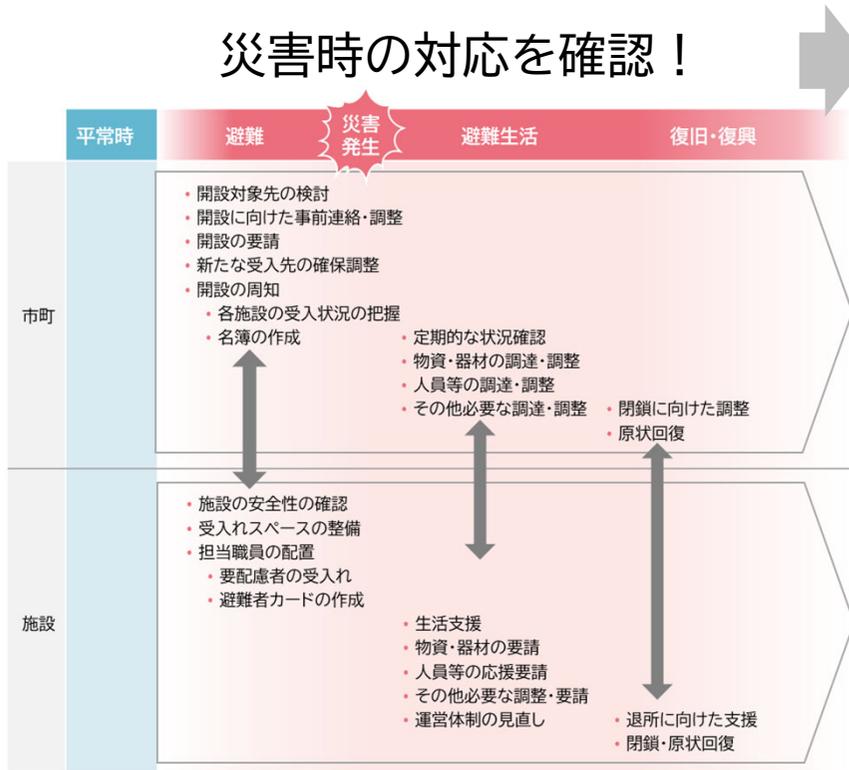
(3) 開設・運営にかかる費用の考え方の検討

開設・運営にあたり市町・施設の相互の役割を整理するとともに、市町と関係者が連携し、迅速かつ円滑に対応するうえで考えておくべきことについて検討・整理する

## 市町・施設の対応と役割を確認

## 考え方の検討

### 災害時の対応を確認！



### 平常時・災害時の役割を整理！

フェーズ	市町	施設	
平常時	整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入環境の整備支援</li> <li>物資・器材の整備・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入環境の整備</li> <li>物資・器材の整備・保管</li> </ul>
	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営支援・管理体制の検討</li> <li>移送に関する考え方の整理・調整</li> <li>緊急時の対応の検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営体制の検討</li> </ul>
災害時	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設対象先の検討</li> <li>開設に向けた事前連絡・調整</li> <li>開設の要請</li> <li>新たな受入先の確保調整</li> <li>開設の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全性の確認</li> <li>受入スペースの整備</li> <li>担当職員の配置</li> </ul>
	受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の受入状況の把握</li> <li>名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の受入れ</li> <li>避難者カードの作成</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な状況確認</li> <li>物資・器材の調達・調整</li> <li>人員等の調達・調整</li> <li>その他必要な調達・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援</li> <li>物資・器材の要請</li> <li>人員等の応援要請</li> <li>その他必要な調整・要請</li> <li>運営体制の見直し</li> </ul>
	閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖に向けた調整</li> <li>原状回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所に向けた支援</li> <li>閉鎖・原状回復</li> </ul>

(凡例) ● 受入環境 ● 連絡体制 ● 移送体制 ● 物資・器材 ● 支援人材

- 受入環境
  - 連絡体制
  - 移送体制
  - 物資・器材
  - 支援人材
  - 費用
- について検討！

地震時と大雨時での対応の違いや、災害時のフェーズの変化を考慮しながら、市町・施設の連携を明らかにし、受入環境、連絡体制、移送体制、物資・器材、支援人材、費用について検討しておく

## (1) 設置・運営に関する調整

## (2) 協定の締結

施設の管理者等に対して、施設の受入体制に関する状況について確認・把握したうえで、施設の利用条件や受入人数等を設定し、協定を締結する

### 設置・運営に関する調整

### 協定の締結

#### 【主な確認事項】

- 施設の種類
- 福祉的支援機能
- 入所・通所状況
- 運営体制・職員配置
- 送迎輸送状況
- 連携・協力機関・団体
- 所在地の自然災害リスク
- 建物の耐震性・耐水性
- 施設周辺のアクセス
- 送迎に関するスペースや経路
- 物資等の搬入等の経路
- 受入可能な場所と広さ
- 非常用電源の状況
- 連絡や支援に必要な設備・機材の状況
- 入所・通所者向け備蓄状況

利用条件、  
受入場所・人数等  
を設定！

「通所施設」などでも、  
日頃の利用状況を踏まえ、  
利用条件を整理する

#### 【協定書の項目の例】

- 受入対象者
- 開設・避難者の受入れ
- 開設期間
- 管理運営・業務
- 物資の支援
- 費用の負担
- 対象者の移送
- 人的支援
- 想定する受入可能人数
- 守秘義務
- 協議
- 効力(協定期間等)

協定締結後も定期的に施設の状況や協定内容を確認し、必要に応じて内容の強化・充実化を図るとともに、すでに協定を結んでいる場合は、改めて協定内容の見直しを行う





実際にはどう取り組んでいる？

～**廿日市市**の取組～

- 福祉避難所の受入対象者は、どのように整理している？
- 要支援者の避難先は、どのように施設と調整している？

甘日市市避難行動要支援者避難支援プラン  
個別避難計画（詳細版）

■本人情報

フリガナ		性別		生年月日	年 月 日	歳
氏名		血液型		小学校区名		
				町内会名		
住所						
連絡先	自宅	携帯	FAX	メール		
家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 近所に親族が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 同居家族あり ( 人) ※本人含む <input type="checkbox"/> 同居家族は <input type="checkbox"/> 要配慮者のみ <input type="checkbox"/> 日中はいない					
緊急連絡先① (家族等)	氏名	続柄	連絡先	住所	かけつけ	
緊急連絡先② (家族等)	氏名	続柄	連絡先	住所	かけつけ	
民生委員	氏名		連絡先	備考		
ケアマネジャー	事業所		氏名	連絡先		
相談支援専門員	事業所		氏名	連絡先		
かかりつけ医	病院		医師	連絡先		
携行する医薬品	アレルギー(食物・薬)					
避難支援を要する事由	障害者手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 障害者手帳 ( ) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( ) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( 級)				
	介護認定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要介護 ( ) <input type="checkbox"/> 要支援 ( ) <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				
	疾患名	視覚・聴覚 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり ( )				
	医療行為	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 人工透析(血液・腹膜) <input type="checkbox"/> 在宅酸素・人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 経管・経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 人の支え <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	コミュニケーション					
特記事項						

※決定機関、利用サービス、必要な介助(食事・沐浴・服薬等)、居住歴、自立支援区

■必要な支援

避難時	情報の取得					
	避難の判断					
	避難の行動	<small>※避難時の困難な点・配慮事項(例:車イスを押す、荷物を持つ)、避難所で必要な支援等</small>				
避難生活						
避難支援者	① 氏名	関係	連絡先	住所	役割	
	② 氏名	関係	連絡先	住所	役割	
	③ 氏名	関係	連絡先	住所	役割	

※関係には「親族」「近親」「町内会・班」「その他」等も記入してください。  
※町内会・班等の代表者や連絡先は、記入できる場合は記入してください。

記入者:

作成日:	令和	年	月	日
更新日①:	令和	年	月	日
更新日②:	令和	年	月	日

■住まいの災害リスク…ハザードマップで確認

住まい	<input type="checkbox"/> 一戸建( 階) <input type="checkbox"/> 集合住宅( 階建の 階) 構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 鉄骨 エレベーター <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 建築時期 昭和56年(1981年)6月 <input type="checkbox"/> 以前 <input type="checkbox"/> 以降 過ごす場所 階 震る場所 階					
土砂災害	<input type="checkbox"/> 特別警戒区域(レッドゾーン)内 <input type="checkbox"/> 警戒区域(イエローゾーン)内 <input type="checkbox"/> 区域外					
洪水	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域内(浸水深 m) <input type="checkbox"/> 区域外 河川 川					
高潮	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域内(浸水深 m) <input type="checkbox"/> 区域外					
津波	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域内(浸水深 m) <input type="checkbox"/> 区域外					

■避難場所…市民センター、親戚宅、福祉施設など

	避難の必要	避難のタイミング	避難先	距離	手段(徒歩・車イス等)	移動時間(A)
土砂災害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 警報等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>		km		分
洪水	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 警報等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>		km		分
高潮	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 警報等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>		km		分
津波	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 津波警報 <input type="checkbox"/>		km		分
地震(建物倒壊・火災)				km		分

■ペットはいますか

はい(種別 ) いいえ  
知人等に預ける( 日前に へ)  
その他 ( )

■避難準備にかかる時間

<input type="checkbox"/> 家族等への連絡・迎えに来る時間	時間(B)
<input type="checkbox"/> 持ち出し品の準備	分
<input type="checkbox"/> 家の戸締まり	分

【避難先への避難にかかる時間(A)+⑧】 計 分

■自由記述欄

※その他、支援に必要な事項があれば、こちらに記載してください。(例 本人が不在で連絡がとれないときの対応、持ち出し品一覧等)  
 ※避難経路図や住居環境の写取り等があれば、こちらに地図・図面を貼付・記載してください。

【防災訓練等の実施記録】

① 年 月 日  
 ② 年 月 日

- 災害時に円滑な避難ができるよう、個別避難計画を作成し、関係機関・者で共有することに同意します。
- 計画作成により、必ず支援が受けられることを保証するものではなく、また関係機関・者が法的な責任や義務を負うものではないことについて理解し、同意します。

避難行動要支援者氏名(自署)

※代筆の場合のみ、代筆者氏名

# 指定福祉避難所の公示と周知の仕方

## (1) 指定福祉避難所の公示・周知

施設管理者と調整し、受入対象者を特定した指定福祉避難所について公示し、十分に周知する

### 【公示する情報】

- 名称、所在地
- 受入対象者(受入れる被災者等を特定する場合に限り、その旨)
- その他市町村長が必要と認める事項



名称	住所	受入対象者(※)	その他
特別養護老人ホーム〇〇〇	×× *-*	高齢者	
〇〇高齢者福祉センター	×× *-*	市が特定した者	
障害福祉サービス事業所△△	×× ****	知的障害者、精神障害者	
□□センター	×× ****	妊産婦・乳幼児	
地区センター〇〇〇〇	×× ****	要配慮者	

※家族も受入対象とする

### 事例 施設の入り口への掲示(新潟県上越市)



### 事例 チラシの作成(京都府京都市)



広報活動や、  
研修・訓練を通じて  
周知!

要配慮者とその家族には、計画作成を通じて避難先を検討する際に周知するなど、  
要配慮者への周知も徹底する